

令和6年度第25回中部地方整備局幹部と建専連・中部建専連幹部等との

意見交換会

日時：令和6年7月31日（水）15：00～16：30

場所：東京第一ホテル錦 2階「ブリランテ」

【共通テーマ①】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【（一社）日本塗装工業会中部ブロック 要望】

それでは、議題「『労務費の基準』の担保等について」ということで、趣旨といたしまし

て、建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするため、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存でございます。

ということですが、先ほど説明もいただきましたが、またもうちょっと掘り下げて御意見をいただければと思います。

#### 【中部地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

共通テーマ①について、全般的には私のほうから回答させていただいて、地方自治体部分について企画部のほうからも追加で回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

御意見いただいたとおり、労務費の基準の担保なり今回の改正建設業法を実効性あるものにするためには、先ほどお話しさせていただきましたけれども、法令遵守活動をしっかりやっていきたいと思っております。その法令遵守活動の一環として建設Gメンの人数を増やししながら体制を強化して行っていきたいと考えているところでございます。その中でGメンの体制を強化して活動するためには、駆け込みホットラインを活用しながら実地調査を進めていきたいと考えているところでございまして、特にその実地調査の中で、

民間工事を含めた請負契約に標準労務費なり適切な労務費が計上されているのかというものも建設Gメンのほうでしっかり確認、見ていきたいと考えているところでございます。

実際に、建設Gメンのほうでそういった状況を確認した上で、仮に違反につながるような恐れのある事案が見受けられることになれば、当然建設Gメンとして改善指導をしっかりと行っていきたいと思っているところでございます。併せて仮にさらに悪質なルール違反みたいなものがあれば、そこにつきましてはもっと強制力のある立入検査を実施させていただいて、最終的には監督処分のようなものにつなげていくという形でできればと考えているところでございます。

あと、2つ目の低価格競争から質の競争というお話でございますけれども、今回の法改正の目的の1つが労務費を原資としたダンピングを排除するというところでございますので、ぜひ今後建設業界が低価格競争から脱却していくためにも、受注者・注文者双方に原価割れしないようしっかりと適切な請負契約を結んでいくことを法令遵守活動であったり法改正の内容を受発注者双方に周知徹底を図っていききたいと考えているところでございます。

ただ、質の競争というところにつきまして、一方でやはり質の競争をするためには、個別の企業が例えば技能者の育成であったり生産性の向上というものがやはり個別企業の努力も大切になってくると思っておりますので、そこは行政、業界で足並みをそろえながらしっかりと取り組んでいければと考えているところでございます。

3つ目の民間発注者への理解促進でございますけれども、先ほど来言っていますように、適切な労務費を確保するためには、当然建設業者の理解だけでなく発注者の理解が重要ですし、特に発注者の中でも民間発注者の理解が重要になってくると思っているところでございますので、民間発注者の理解のためには、先ほどの建設Gメンにつきましても、その建設Gメンの実地調査の中で民間発注者への立入りみたいなものもしっかりやっていきたいと考えているところでございます。そういった民間発注者への立入りの中で、今回の法改正の内容の周知であったり、場合によっては改善指導を促していきたいと考えているところでございます。併せて民間発注者団体につきましても各種会議の場で今回の法改正の周知徹底も図っていききたいと思っているところでございます。

**【中部地方整備局企画部技術調整管理官 回答】**

いただいた御意見の③地方自治体への取組につきまして御回答させていただきます。

中部地方整備局では、国のほかの機関や県・市町、あとは NEXCO などの団体と発注者協議会を組織していきまして、適宜情報共有とか周知徹底を図ってきているところがございます。今回の法改正の内容につきましても、既に6月末にこの発注者協議会の場で本省も来ていただきまして御説明していただきました。さらに今後県ごとに説明会も行うことを予定していますので、そういう機会に共有を図っていきたいと思っております。

さらに、今後担い手3法の運用指針がつくられます。1月頃を目途につくられると聞いていますので、これができると具体的にどんな施策を行っていくかが明確になってきます。その運用指針をつくる段階でいろいろな業界様の御意見もいただくということも聞いていますので、もしそういう場があった場合は御協力いただきたいと思っております。

#### 【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

まず1点目は、地方自治体に対する取組をしっかりとやってほしいという声が一番大きいですね。全国を回ってある地域なんかへ行きますと、CCUS、そんなものやっておいたら干してしまうぞ、何を言っているんだみたいな、そういう地場ゼネコンさんもいるのです。ですので、もう法律で変わってきたのだよと、ダンピングという行為を黙認すること、いや、下請がこれで勝手に持ってきてやると言っているからいいということがもうちょっとまずいですよと、そういう周知を法律だということを前面に押し出してお願いしていただきたいと思います。

この標準労務費の扱いについては今からですので、何か情報が錯綜していて、そんなのできるのだったら今から持っていこうかという、やはり法改正ということに対してこれは1年半かかるのです。我々の理解として、1年半後、再来年から実効力を持つという、それまでに3か月、6か月とかいろいろな権限を与えていくこと、そのような手順になっているわけです。

では、5%以上と建専連は言ったのではないかと、総理と申し合わせたのだろう、どうやって上げるのだということに関しては、公取が既に動いていまして、「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」という指針を出しています。これは公取のホームページを見てもらったら分かります。その中で特筆すべきところだけちょっとお話ししますと、エネルギーコストとか原材料、労務費の上昇分の交渉に対する対応、しっかりした根拠があるにもかかわらず価格を据え置くこと、また、理由を書面、電子メール等で取引相手に回答することなく取引価格を据え置くこと、これは公取の優越的地位に値するというようなQ&Aが出てい

ます。

ですので、我々も井で今まで対応してきたので、いっても上がっているのだからこれぐらい下さい、トンで幾ら、平米幾らということではなく、いつからいつの段階で燃料もこうやって上がっているのですと、労働時間もこのように労基法の基準でこう変わっているのですという根拠を持ってしっかり説明を、特に重機関連の方はもう業界として動かされているみたいですが、我々もやはりそのような根拠を持って元請さんに、けんかとかそういうことではなくてしっかり理解を得るようなアクションを起こしていくことが大事だと思います。まして、コピーを持って行って、こういうものが出ているのですと。もしうちに入ったら、うちはやられますよ、そのときはうちではなくて御社の名前が出ますよと。これはおどしでも何でもなく本当のことなので、そのような時代が変わってきたので、所長、何とかこれぐらいの価格でお願いしますというような交渉をまず行っていただいて、箸にも棒にもかからんところは上原さんのところへ駆け込んでいただくと。

やはり本省のほうも、今まで不当に低いという不当の基準がなかったものの、不当の基準を、標準労務費は置いておいたにしても民間工事においても設計労務単価並みのものを技能者に流すと、それが今回の持続可能な検討会で協議されてきたことですから、設計労務単価が基準になっていっていると。そういう意味で、業法もこう変わりましたよ、公取もこのように賃上げに向けて動いていますということを我々もしっかり勇気を持って声を上げていかないと。

それはグロスで来たからグロス、材料についてもいまだにやはり議論としてあるのは、いやいや、分けるのが難しいという方もたくさんおられます。でも、そこはしっかり労務と材料と分けて、日建連さんですらもう材料は分離して、上がったものは上がった、下がったものは下がったもので返すとはっきり言われているので、我々もその見積りに合わせてしっかり協議、話をしていくことが大事だと思います。そういう意味で、ここにマインドという言葉、表現を使ってあると思うのですけれども、やはり発注者の理解が一番重要だと思いますので、発注者は民間もありますし、特に本省においてはトップバッターでやっておられると思います。その次にやはり実効性を持っていただきたいのは地方自治体であると。全国を回っていてもその声が非常に大きいので、ぜひともそこはお願いしたいと思います。

## 【共通テーマ②】

### 【議題】

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

### 【趣旨】

予算決算及び会計令第 80 条第 2 項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

### 【全国タイル業協会中部支部 要望】

趣旨を述べさせていただきます。予算決算及び会計令第 80 条第 2 項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、

ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

**【中部地方整備局企画部技術調整管理官 回答】**

ありがとうございます。では、企画部から2段落の公共事業の話と最後の段落の調査基準価格について御回答させていただきます。

まず、材料単価につきましては、皆様御承知のとおり、市場価格を適切に把握し、それを予定価格に反映するという取組を行ってきております。ただ、この一、二年、世界情勢等も踏まえて生コンとかセメントとか、かなり急激に物価が上がったりしています。その場合は、契約書第26条、スライド条項がありまして、単品スライドとかインフレスライドとか、適切に協議に応じさせていただくという対応を取ってございますので、引き続き各現場に周知をしていきたいと考えてございます。また、地方公共団体につきましても、先ほどの繰り返しになりますけれども、発注者協議会等を通じましてしっかり徹底を図っていきたいと考えてございます。

最後の調査基準価格等につきましては、これまでも諸経費動向調査とかの実態調査を踏まえて適宜改正されてきていると承知してございます。また、諸経費動向調査の該当工事に当たった場合は、適正に現場の実態を記載していただいておりますので、御意見のあった内容につきましては十分認識させていただきましたので、また本省等に伝える機会がございますので、伝えていきたいと考えてございます。

**【中部地方整備局建政部建設産業調整官 回答】**

補足といたしまして、民間工事の関係でお話しさせていただきたいと思っております。民間工事のいわゆる物価上昇の対応でございますけれども、先ほど岩田会長からもありましたように、契約交渉するに当たって、まずは専門工事業者の元請さんのほうに頑張って交渉していただく、そのためには今回の法改正で適切な見積りを作成していただく形が建設業法になっております。その上で、適切な見積りをつくった上で、それを受けた注文者がそんな価格は下げろという、指し値といたしまして原価に満たない額になるような見積りへの指示、変更依頼のようなものを禁止したところでございます。

併せて、先ほど御説明したように、資材高騰とかの影響があったときの契約変更する際の

事前の情報提供みたいなものについて、やはりここもまずは受注者のほうがしっかり注文者のほうに通知をしていただくと。その上で、実際に資材高騰みたいなものがあれば、そこはその通知を受けた上で注文者のほうがしっかり対応していただくというのが今回の建設業法ですので、そこはやはり注文者もそうですし、受注者も物価上昇の部分についてしっかり協議をしていただきたいというところでございます。

そのためには、行政として何ができるかというところでございますけれども、まずはしっかりした見積りをつくっていただく、そういったところで注文者にはしっかり見積り尊重をしていただくということを行政として周知していきたいというところでございます。あと、契約変更の部分についても法令が変わったところを受注者・民間発注者含めてしっかり周知していきたいと思っているところでございますし、先ほど言っていましたように、あとは民間発注者団体についてもしっかり周知活動を行っていききたい、併せて法令遵守活動もしっかり取り組んでいききたいと考えているところでございます。

#### 【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

先ほどのお話の中で、2点ほど、これはお願いベースというか状況というのでしょうか、今回全国でこの意見交換会をさせていただいて、私、1点だけこの地方整備局さんともこのお話を聞かせていただいたことがございまして、各地方の専門工事業者さんのお話もお聞きして、やはりみんな全国的に同じ傾向があるなど。これはぜひ国交省の方々にも知っておいていただかないといけないなということがございますので、それを2つほどお話しさせていただきたいと思います。

まず、御承知のとおり平成14年でしたか、それまでの設計労務単価と歩掛りで積算をするというやり方から、いわゆる市場単価に移ったと、たしかそうであったかなと思うのですが、以降30年以上でしょうか、この市場単価方式が主流になってまいりました。しかし、先ほどのお話もございましたように、ここ3年ほどの間の極端な物価の変動、その調査がついていけないという実態がございまして、それで特に多くの建築の専門工事業者は物価スライドがなされないという状況があり、大変御苦労されておるということでございました。

土木の方、今日もおられるのですけれども、土木の方に聞いてみると結構粛々とされておられるのですね。ところが、建築の場合はなかなか思うようにそれがされていない。そういった1つの理由がいわゆる物価版等々の本のアンケート調査結果が現実になかなか即

していない。極めつけは、型枠の合板がまさにそれでございまして、1枚千二、三百円だったものが2,500円、倍になってしまった。ところが、この積算物価資料になかなかそれが追いついていかないがために、物価スライドをやっても1%ルールなるものに引っかかってしまいまして、建築ではなかなかそれがなされない。

これ実は全国でお話を聞きました。型枠だけかと思ったのですけれども、実はそうではなく、いわゆる材工で契約されている専門工事業界、これ実は結構あるのですね。労務費だけですとそうはならないのですけれども、先ほどのお話にもありましたとおり、材工で契約して材料費が膨れてしまって、インフラスライドあるいは単品スライドをさせていただかないと、全体が決まってしまうので、場合によっては労務費が縮小されてしまう。トータルが決まっている中で材料費だけが膨れてしまうと、労務費を削らざるを得ないということにつながるわけでございます。

したがいまして、先ほどの今回の国交省のいわゆる建設業法改正にもあったようなことが、それまでは結局そういうことでできなくなってしまったと。それも1つの、先ほどちょっと言いましたけれども、総額の1%ルールというのですか、私はあれは大反対でございますけれども、それも何とか変えてほしいということは本省にもお願いしておるのですが、残念ながら1つ1つの専門工事業界の材料の中身をトータルするとどうなるか、これ我々ではできませんので、ぜひそのような状況が現実にあるということを御理解いただきたいと思えます。

今回の業法改正でこの辺のところもきっちり書いていただいておりますので、今後につきましては、我々はきっちりとお得意さん等やりますし、恐らく今回の業法改正で一番喜ぶのは、ゼネコンさんも相当喜んでおられるのではないかと個人的には思っております。ゼネコンさんはもらえていないから我々ももらえないという構図がどうしても長年ありましたので、そういう意味では大変よい業法改正をしていただいたかなという思いでもおります。状況としてそういう状況があるということをご理解いただければと思います。

#### 【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

民間の話がほとんどなのであれですけれども、民間の契約約款からスライド条項が削除されているのですね。ですので、今回どう変わっていくのかというのをちょっと私も確認できていないのですが、民間発注者もそれは建設業法になじまない、総価・一式になじま

ないとずっといまだに言うておられるので、でも、持続可能性というワードでここまで法改正に至っていますので、持続可能性を考えたときに、それを削除するのはちょっとおかしいと思いますので、そこを民間発注者の方にも御指導いただければと思います。

それと、今お話が出ましたけれども、元請さんも右往左往してしまっていて、恐れ情報ってどう書けばいいのだと。まだ方針は出ていないですよ。ガイドラインを出すということですが、まだ後になる、秋ぐらいになるのではないですかね。ということですので、タイミングとかその時期とかも本省とよくすり合わせていただいて、元請さんにも情報を流してあげないと、営業部隊がぎりぎりになって年末施行でいつ出てくるのだ、いつ出てくるのだという問合せが私のところにも来ましたので、いつ頃というようなことをある程度の方向性を出してあげると、支店なんかでも見積りと調整をいろいろやるとと思いますので、その辺も元請さんのためにも情報提供していただければと思います。

**【中部地方整備局企画部技術調整管理官 回答】**

御意見ありがとうございます。副会長様から御意見をいただいて、材料単価とか市場単価について認識いたしましたので、しっかり対応していきたいと思います。特に単価につきましては、建設物価調査会さんと会う機会もありますので、話をさせていただきたいと思います。

**【中部独自テーマ①】**

**【議題】**

建設キャリアアップシステムのさらなる浸透と運用について

**【趣旨】**

平成 31 年 1 月より運用が始まり、本年 4 月より実働登録となった建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び技能者登録ともおおよそ想定する数字に近づきつつありますが、次のステップである運用に関しては各事業者とも動きが鈍いと感じております。

本来のレベル判定に必要で重要な就労履歴の登録さえ、4 月以降既に 2 か月が過ぎているにもかかわらず 1 タッチもしていない技能者が散見されます。また、標準労務費の指標に想定されるレベル判定についても技能者登録数 142 万人に対してレベル 4 (53,689 人)、レベル 3 (23,550 人)、レベル 2 (24,066 人) の合計 101,305 人しかなく、全体の 7%にす

ぎません。今国会で成立した労務費の行き渡りに関する法律が施行されても、これでは職人の所得は低いままになってしまいます。

行政、(一社)日本建設業連合会及び(一社)全国建設業協会の後押しもありここまで進んできましたが、当の専門工事業者、また、一部の理解の薄い元請企業に対して、さらなるレベル判定の利用促進を促し、今回の立法をより効果的なものになるよう御指導のほどよろしくお願いします。また、タッチ数に関しても就労履歴の基になるものですので、強力な御指導、御協力をお願いします。さらに、企業の見える化に関しても全く浸透しておりませんので、併せてインセンティブの創設など、どの企業も登録したくなる仕組みをお願いします。

#### 【静岡県鉄筋業協同組合 要望】

本日は中部4県で構成する東海鉄筋連絡会を代表しまして私が御意見を発表させていただきます。

議題としましては、「建設キャリアアップシステムのさらなる浸透と運用について」。平成31年1月より運用が始まり、本年4月より実働登録となった建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び技能者登録ともおおよそ想定する数字に近づきつつあると承知しておりますが、次のステップである運用に関しては各事業者、もちろん元請・下請とも動きが鈍いと感じております。

本来のレベル判定に必要で重要な就労履歴の登録さえ、4月以降既に2か月が過ぎていながらもかかわらず1タッチもしていない技能者が散見されます。また、標準労務費の目安に想定されるレベル判定につきましても、これは4月の数字になりますけれども、技能者登録数142万人に対して、レベル4(53,689人)、レベル3(23,550人)、レベル2(24,066人)、レベル判定をされている人数に換算いたしますと101,305人しかおらず、全体の7%にすぎません。これは93%がレベル1ということになります。今国会で成立した労務費の行き渡りに関する法律が施行されても、これでは職人の所得は低いままになってしまう恐れがあります。

行政、また、日建連様、全建様など元請団体の後押しもありここまで進んでまいりましたが、当の専門工事業者、また、一部の理解の薄い元請企業に対して、さらなるレベル判定の利用促進を促し、今回の立法をより効果的なものになるよう、強力かつ具体的、そして実効性のある御指導のほどよろしく願いいたします。また、タッチ数に関しても就労

履歴の基になるものですので、強力な御指導、御協力をお願いします。

最後に、企業の見える化、こちらは国交省のほうで推進しておりますけれども、全く浸透してらな感じております。併せてインセンティブの創設など、どの企業も登録したくなるような仕組み作りをお願いいたします。

**【中部地方整備局建政部建設産業調整官 回答】**

CCUSの普及促進でございますけれども、御承知のとおり技能者の処遇改善のためにCCUSを業界、行政、足並みをそろえて普及促進に努めているところでございまして、お話のとおり技能者登録とか企業の登録は一定程度大分進んできたおかなというところがございます。ただ、一方で、仰せのとおり就業履歴の蓄積とかレベル判定のところにつきましては、やはりまだ進みがいま一步なのかと思っているところでございます。そういったところ、就業履歴の蓄積とかレベル判定の推進につきましては、やはりそれを促進するためには、建設業者さんであったり技能者さんがCCUSのメリットをしっかりと実感していただく必要があるのかと思っているところでございます。

そのため、御承知かもしれませんが、先般国土交通本省においてCCUSの利用拡大に向けた3か年計画をつくったところでございます。その中で、今年から3か年につきましては、いわゆるCCUSのメリットを感じてもらい、メリットを拡大するフェーズと位置づけて3か年取り組んでいくように進めていこうと考えているところでございますので、3か年計画の中ではCCUSを活用した技能者を大切にしている企業を評価する。具体的には、技能者を大切にしている適正企業の自主的宣言制度をつくってほしいなものを検討するとか、その後はプラスして自主的宣言制度をされた企業の表彰など、インセンティブを与えていこうという取組も今後検討していきたいというのがその3か年計画で書かれているところでございます。

併せて現場管理の効率化のために、従来からありますけれども、建退共とか労務安全システムとの連携強化をしっかりと取り組んでいこうという形で3か年計画に記載されているところでございます。それ以外の様々な取組を今後3か年かけてやっていこうというところがございますので、そういった中でしっかりと利用拡大とか就業履歴の蓄積を進めていければと考えているところでございますし、中部地方整備局としましても、本省の3か年計画の中での具体的な取組の中で、本省と連携を図りながらしっかりとCCUSの普及促進を図っていききたいと思っているところでございますので、御理解いただければと思います。

## 【中部独自テーマ②】

### 【議題】

技能実習制度から育成就労制度への移行

### 【趣旨】

令和6年6月14日に改正出入国管理法等が参議院本会議で可決・成立いたしました。これに先立ち、6月3日に参議院法務委員会地方公聴会に公述人として意見を述べてまいりました。国際貢献であった技能実習制度から人材育成を目的とした育成就労制度への大転換は、労働力不足に悩む専門工事業業界にとって人材不足を補うことになり得る制度で、大きな期待をしています。

一方で、懸念材料が幾つかあります。

- ①転籍の権利もあるため、雇用時の初期費用等の経費が契約半ばでの転籍の場合に負担だけが残ることへの不安があり、このルールづくりに心配が残ります。
- ②大都市と地方との賃金格差が大きいと、地方より大都市に転籍されてしまう可能性が高いとの危惧があります。
- ③特定技能1号から2号への移行の際、技能検定を受験しても、たとえ技能が一級技能士レベルであっても語学力が足りずに筆記試験に受かりません。技能を期待している人材であるため、筆記試験の難易度軽減や通訳者の帯同等が必要です。
- ④実習生制度や特定技能制度で来日している多くの外国人が家族帯同を求めています。現行の制度では育成就労期間の3年と特定技能1号の5年間の合計8年間は家族帯同が認められていません。家族を思いやる外国人にとってこの8年間は非常に長い期間と認識されて契約に支障が出ています。何らかの折衷案を希望します。

### 【(一社) 静岡県建設産業専門団体連合会 要望】

まず初めに、本連合会は昨年8月に13の団体が集まり発足させていただきました。発足の記念総会には、岩田本部長、また、越智前建政部長にも御祝辞をいただき、また、当時宮沢市場整備課長に記念講演をいただきました。今月29日にも静岡県様、10月25日に静岡市様と、昨年につき第2回目の意見交換会を開催する予定で進めております。地方におきましても労働者の処遇改善確保に向けた活動を活発に進めておりますので、お見知

りおきいただくことと御指導を承ることをまずはよろしくお願いいたします。

さて、「技能実習制度から育成就労制度への移行」ということで、6月14日に改正出入国管理法が参議院本会議で可決・成立いたしました。これに先立ちまして、6月3日に参議院法務委員会地方公聴会にて公述人として意見を述べさせていただきました。国際貢献であった技能実習制度から人材育成を目的とした育成就労制度への大転換は、労働力不足に悩む我々専門工事業業界にとって人材不足を補うことになり得る制度で、大きな期待をしております。

ただ、一方で懸念材料が幾つかあるのも事実でございます。

①転籍の権利もある、人権問題で各個人の転籍が自由になることから、雇用時に初期費用等の経費をかけて我々専門工事が入職させることとなりますが、このルールの中で安易に転籍することが可能になってしまうことを危惧している企業が多くあります。

②大都市と地方との賃金格差が大きいために、また今年50円上がりましたが、もとより海外からお金を稼ぎに来る労働者であるところから、地方に入ってきた人間であっても賃金につられて大都市に転籍してしまう可能性が高いことも危惧されております。

③特定技能1号から2号への移行の際、技能検定試験を受けますが、技能的には受かるレベル、一級技能士レベルである作業員でも語学レベルが足りず、また、特に筆記試験が能力的に足りないところもあり、なかなか合格できません。これは制度が移行するに当たりまして、働くことが可能な人材を確保するという目的、観点から申し上げますと、少し技術を優先していただいて、検定制度の在り方、検定制度の方法、例えば筆記試験を漢字でなく平仮名にさせていただくとか、本人たちが分かりやすいような形、もしくは多少の通訳のサポート等を認めてもらえると受かりやすくなるのが考えられますので、検討していただくと非常に助かります。

④実習生制度ということで、また、特定技能で来日してくる多くの外国人が外国人特有の家族帯同を求める方が多いのですが、現行の制度では育成就労の3年間と特定技能1号の5年間に関しては認められないことになっております。日本人以上に家族を思いやるという生活環境のある外国人の作業員に関しては、この辺のことを少し勘案していただくことも理解していただくと我々も契約しやすいところがありますので、折衷案として何らかの方策をしていただくことを要望いたします。

【中部地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

技能実習生といいたまいますか、そこからの育成就労制度の移行というところでございますが、この制度につきましては、御承知のとおり他省庁の所管する法律でございますので、国土交通省といいたまいますか、中部地方整備局から個別の御回答をするのはちょっと難しいところはあるかもしれませんが、御意見をいただいたところですので、少しお話しさせていただければと思っておりますのでございます。

この育成就労制度は、御承知のとおり長期にわたって様々な業界を支える外国人材を確保していこうという形で今般制度がつけられたところでございますけれども、その外国人の制度が変わった趣旨としては、やはり外国人材の労働者としての権利の向上を図っていくということであったり、あとは、そもそも外国人に日本語能力を向上していただいて、働いている地域に外国人が根づいていただくという形の制度に変えようという形で今回法改正がされたというところがありますので、お話しいただいたような様々な御懸念点を含めていろいろな御意見があった中で、優秀な外国人材を確保していこうというところで今回の法整備に至ったのかなと考えているところでございます。

ただ、一方で、この制度につきましては交付から3年以内の施行となっているところでございますので、今後御懸念いただいている雇用時の初期費用についてですけれども、転籍の際の正当な保障のような今後の運用ルールみたいなものを検討されていくというお話もありますので、国土交通省といたしましてその辺の動向をしっかりと注視していきたいと思っておりますので、業界の方々も引き続き注視していただきながら、必要ところで声を上げていただければと思っておりますのでございます。

ちょっと蛇足になりますけれども、この育成就労制度とか今回の建設業法の改正があったというところでございまして、今まさに建設業界は転換期を迎えたと思っておりますのでございます。そうした中で、やはり担い手不足というところがありますので、建設業を魅力あるものに、ぜひ業界、行政が足並みをそろえてしっかりやっていきたいと思っております。日本人、外国人両方が建設業界を選んでいただけるという魅力あるものにしていかなければいけないと思っておりますので、業界もしっかりやっていただければと思っております。よろしくお願ひします。

#### 【(一社)建設技能人材機構 意見】

今の北川さんのお話でございますけれども、1番については先ほどのお話のとおり費用

負担についても今検討されているということでございます。3番、4番でございますけれども、実は育成就労制度も技能実習制度も、それから、今私がやらせていただいている特定技能制度もいわゆる建設業だけでなくいろいろな職種が関わってそれぞれ検討されておられます。我々建設業だけでいろいろ考えてやるわけでございますけれども、大体どこも同じような問題を抱えておるのですね。

ただ、気をつけなければいけないのは、実は技能実習制度をやめるというヒアリングに私も立ち会わせていただいたのですが、これ非常に面白いのですけれども、何でやめるのだという人と絶対やめなきゃ駄目だという人が、国会議員さんたちがけんけんごうごうといまだにお話をされている。その裏側には何があるかということ、恐らくやはり議員さんの中には労働市場を開放していいのかという非常に強い懸念をお持ちの方がおられるのも事実で、なかなかこの辺がいろいろな束縛というか、いろいろな縛りをかけていく1つの理由なのかなということだろうと思います。

おっしゃるとおりに語学の問題、大変難しいということ、それから、読めないがための振り仮名の問題とか、いろいろなところでお話が来ております。それに対してどうしようという、今JACではそれなりのお話をさせてはもらっておりますけれども、これは法務省さんの所轄の法律でやっていかなければいけない問題でございますので、まだ若干時間がかかっていくのかなということではあるかと思えます。特定技能は今2万5,000人を超えまして、恐らく3万人は今年内に超えるだろうと。国交省さんをお願いしまして、8万人でしたか、まで人数は増やさせていただいてはおります。

試験問題についても今御質問がございましたけれども、こういう問題がありましてなかなか合格率が上がらない。これも実は法務省さんのほうの関係もあるのですけれども、国交省さんの他の職種の方々が相当数来ておる関係で、大分合格率が上がっているというお話もございますので、もともとJACのほうでもそれは何とかせにゃいかんよねということで今検討はさせていただいておりますので、もうちょっとお時間をいただきたい。

それから、育成就労については詳細が恐らく来年の春に出るか出ないかぐらいのレベルだと聞いております。その辺のところは聞いたらできるだけ全国の方には周知させていただこうと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。余りばさっという御意見は申し上げられないのでございますけれども、なかなか苦勞しております。よろしくお願ひします。

【(一社) 建設産業専門団体連合会 意見】

大都市と地方の賃金格差の問題ですけれども、ここについては一概にそう言えないなどということもございまして、この間新潟、北陸と意見交換会をしますと、学卒の求人の費用を初任給 35 万出して来なかったと。関西でも、これはとびですけれども、完全週休 2 日で 30 万スタートで来ないというのですよ。ですので、仕事があるエリアは上がっていく、これは自然の理屈ですけれども、では、仕事がなくなったら下がるのではないか、設計労務単価が調査価格だろうということですが、標準労務費というこの仕組みは連動してしまっていて、調査価格なので払えば上がるのですよ。

もらって払えば、今まで以上に賃金を払えば、調査価格なので設計労務単価は上がる。それに歩掛りを掛けるだけですから、この標準労務費でアップスパイラルでずっと払えば上がり続けていくのですよ、理屈上は。もらったら、払えば上がるのです。その仕組みを建設業は初めて法的につくったので。よその省庁の人はあれ本当にできると、びっくりしているわけですね。ですので、私は全産業を牽引するのではないかというぐらいの数値があると。なので、もらったら払いましょうと。払えば上がるのです。

元請さんも払って上がった数字で契約をしていくわけですから、元請さんもウインウインなのです。ただ、唯一民間の発注者のデベロッパーさんは販売価格が上がるのであるということをおられるので、そこはぜひとも国として賃金を上げるためには、販売価格も上げて、それを払えるぐらいの賃上げをしていくのだと、国はそう向いていますよというようなマインドを発注者の方に植えつけていっていただきたいということですので、一概に一賃金格差、都市部のほうが高いということではなく、それを変えていけるのも今回の仕組みですということは御理解いただきたいと思います。

【中部地方整備局 意見】

賃金の話、大きな話だと思うのですけれども、やはり建設市場というのはある意味設計労務単価が賃金水準を引っ張っているという意味において、ほかの産業とやはり違うのですね。それは会長がおっしゃるとおりで。ですので、この調査基準価格、これ毎年調査をしてやるのですけれども、おっしゃるとおり上がると次の翌年も上がるという仕組みなので、今ここはとんとんと上がってきていて、皆さんが上げ続けている限りにおいては翌年の設計労務単価も上がるという仕組みですので、しっかりと上げていただくことが重要で、それがまた来年上がりますので。ちなみに、調査はいつやっているかということは余り言

いませんけれども、多分御存じだと思いますが、そういう意味においては、しっかりと要はいいスパイラルで上げていくことが重要かなと思っています。

あと、設計労務単価も僕らはいつも全国の数字を言いますが、これは結構地方によって大分差が正直あります。大都市部が高いかという意外とそうでもないのが実態でして、そのように見ていくと、やはり各地域ごとに上げていただくことが非常に重要だと思います。全国一律ではなくて各都道府県ごとに設計労務単価を出していますので、各地域で目配せいただきながら、各地域ごとにしっかりとそこは払っていただくということでちゃんと上がります。そういう仕組みですので、またよろしくお願ひしたいと思っています。